

インターネット取引監督管理弁法（意見募集稿） 起草説明

「電子商取引法」が 2019 年 1 月 1 日より施行された。インターネット取引市場の秩序の規範化、各主体の合法的な権益の保護、インターネット取引の持続的かつ健全な発展促進のため、市場監督管理総局は「インターネット取引管理弁法」（旧国家工商行政管理総局令第 60 号）改正の基礎のもと、「インターネット取引監督管理弁法（意見募集稿）」（以下、「弁法（意見募集稿）」とする）を起草した。ここに「弁法（意見募集稿）」起草に関する状況について、以下の通り説明する。

一．起草の背景とその必要性

2018 年 8 月 31 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議において「電子商取引法」が可決され、2019 年 1 月 1 日より施行された。「電子商取引法」は電子商取引分野における総合的かつ基礎的な法律として、電子商取引活動に従事し、電子商取引の管理監督を実施するにあたり、必ず順守すべき基本的な法律規範である。

2014年1月16日、旧国家工商行政管理総局令第60号により「インターネット取引管理弁法」が公布され、2014年3月15日より施行された。「インターネット取引管理弁法」では、インターネット取引の概念の定義、適用範囲、インターネット取引を行う事業者の権利・責任・義務、管理監督等の内容が規定されており、インターネット取引に対する管理監督・法執行の法による強化、インターネット市場の良好な秩序の維持、各主体の合法的な権益の保護、インターネット経済の急成長の推進等の面で積極的な役割を果たした。

「インターネット取引管理弁法」が公布、施行された時点では、「電子商取引法」は公布されていなかった。「電子商取引法」の公布・施行後に、「インターネット取引管理弁法」に関連した内容を修正することは、「依法治国（法による国家統治——訳注）」の精神を徹底して実行に移し、市場の管理監督の職責をより適切に果たすために必要であり、インターネット経済の成長を促進するためにも客観的に必要なことである。

二. 主な内容

今回の改正は「電子商取引法」の関連規定に基づき、インターネット取引の管理監督・法執行の実情をふまえ、発展の促進、秩序の規範化、各方面の権益の保障を原則として進められた。条文24条を

削除し、34 条を改正し、新規に 36 条を追加した。「弁法（意見募集稿）」は計六章 70 条からなり、総則、インターネット取引経営者、消費者権益の保護、監督管理、法律責任、附則が含まれ、重点として次の 7 つの問題を修正、補足、整備した。

（一）市場主体であるインターネット取引事業者の登記問題。インターネット取引事業者は、法律、法規、国务院決定の規定に違反し、無許可で経営してはならない。法により市場主体登記手続きを行う必要がない事業者を除き、すべてのインターネット取引事業者は、法により市場主体登記を行わなければならない。要件を満たした自然人の事業者が法により個人事業主として登記することを許可する。

（二）インターネット取引事業者の身分情報開示の問題。インターネット取引事業者は、そのウェブサイトのトップページ又は営業活動を行うホームページの目立つ位置に、営業許可証に記載された情報、その営業活動に関する行政許可情報又は前述情報のリンク先を継続的に表示しなければならない。法により市場主体登記手続きを行う必要がない事業者は、法により市場主体登記手続きを行う必要がない状況の自己表明、営業住所、連絡先等の情報又は前述情報のリンク表示を継続的に表示しなければならない。

（三）インターネット取引情報データの報告及び提出の問題。プ

プラットフォーム事業者は所定の手続きにより、市場監督管理部門に対し、市場主体登記が完了したプラットフォーム内事業者の営業許可証、行政許可証、連絡先、店舗名称、インターネット上の営業場所等の情報、法により市場主体登記手続きを行う必要がないプラットフォーム内事業者の氏名、身分証明書番号、営業住所、連絡先、店舗名称、ネット経営場所等の情報を報告しなければならない。インターネット取引事業者は市場監督管理部門に対し、特定の時期、地域、部類の商品又はサービスの販売量、売上高等の営業統計資料を報告し、商品又はサービスの情報、取引情報等のインターネット取引の関連データを提出しなければならない。

(四)ユーザー情報の収集、使用、保護の問題。インターネット取引事業者は、法により消費者又は事業者の情報を収集、使用し、その知り得た消費者の個人情報又は事業者の営業秘密を厳格に保持しなければならない。ユーザーによる情報検索、訂正、削除及びユーザーの登記抹消に不合理な条件を設定してはならない。

(五)インターネット取引経営行為の規律の問題。インターネット取引を行う事業者は商品又はサービスの情報を全面的に、偽りなく、正確かつ適時に開示し、商品販売又はサービス提供の際は価格を明示しなければならない。架空取引、ユーザー評価のねつ造、ユー

ザーからのマイナス評価の削除等を行ってはならない。また、商品又はサービスの違法な抱き合わせ販売、市場支配的地位の濫用を行ってはならず、取引の制限や不合理な費用の徴収を行ってはならない。

(六)プラットフォーム内部統治行為の規範化の問題。プラットフォーム事業者は公開、公平、公正の原則を順守し、プラットフォームサービス協定と取引規則を制定しなければならない。信用評価制度を構築、整備し、信用評価規則を開示し、消費者のために公開された評価手段を提供しなければならない。多種の方法で消費者に商品又はサービスの検索結果を提示しなければならない。プラットフォームに加入申請する事業者の真実の身分情報に対して照合検査、登記、記録作成を行わなければならない。プラットフォーム内の商品とサービスの情報の検査監視体制を確立し、法によりプラットフォーム内の違法な情報等を処理、報告しなければならない。

(七)消費者の権益保護の問題。インターネット取引事業者は消費者の苦情、通報を速やかに処理する。プラットフォーム事業者は消費者の権益保護に積極的に協力しなければならない。プラットフォーム事業者によるオンライン紛争解決の仕組み、品質保証の仕組みの構築を奨励しなければならない。

その他、立法の機が熟していない問題については、さらなる実践と模索を重ねた上で、法定職責と結びつけ、関連文書又は規則を適時公布していく予定である。

出所：

2019年4月30日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成
http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201904/t20190430_293359.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。